

(1) 本人又は配偶者の妊娠が確認できたら

1. 早めに会社に報告しましょう

妊娠初期は急な体調変化が起こる可能性がありますので、上司の協力が必要です。ご自身と赤ちゃんのためにも妊娠が確認できたら早めに上司に報告してください。男性従業員もp10以降のファミリーフレンドリー制度(以下、「FF制度」といいます。)についての面談を行いますので、配偶者の方の妊娠について早めに上司に報告してください。

先輩社員
からの声

まわりにはまだ公にしていなかったけれど、上司には報告していたので満員電車を避けたシフトに調整してもらえました。

報告内容

- ・出産予定日
- ・産前産後休暇の開始予定日
- ・今後の妊婦検診の予定
- ・現在の体調と勤務上の必要な配慮(悪阻の辛さや時差出勤・短縮勤務の必要性)

2. 体調管理はご自身でしっかり行ってください

妊娠中の症状には個人差があります。体調面や勤務上の必要な配慮は自分から上司に伝え相談してください。特に、妊婦検診のときに医師等から指導を受けた場合は、その内容を的確に上司に報告してください。(指導事項を会社に正確に伝えることができるよう「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用しましょう。)

3. FF制度の内容を確認してください

まずはご自身でFF制度の内容を確認し、制度利用のイメージを持っておきましょう。妊娠初期の面談時に制度利用の意思確認を行います。

1 妊娠中

2 産前産後休暇・産後パパ育児休暇

3 産前産後休暇・産後パパ育児・育児休暇中

4 復職前

5 復職後

男性の育児を推進する取り組みとして、より柔軟な取得ができるようになりました。

【産後パパ育休】詳細はQ&A参照

- ・子の出生後8週以内に4週間(28日)まで取得することが可能(分割して2回取得可)
- ・従業員と会社が事前に合意した場合に限り、休業中に就業することが可能

4. 妊娠5ヶ月に入るまでに直属の上司、管理課担当(※)と1回目の面談を行ってください

※管理課・事業管理がない部署は人事。以下同じ。

【男性従業員もFF制度説明・制度利用の意向確認を行います】

面談内容

- ・管理担当からFF制度の説明を受けてください。
- ・次の内容について、面談の中で話をしてください。
その他、必要なことがあれば、適宜お伝えください。
- ①産前休暇(年休を含め)・産後パパ育休・育児休職の取得予定の有無
- ②現在の体調と勤務上の必要な配慮
(悪阻の辛さや時差出勤・短縮勤務の必要性)
- ③職場への公表の時期と方法の希望
(誰が、いつ頃、どのように公表するのか)
- ④業務の引継ぎについて

5. 業務の引継ぎ準備を行いましょ

妊娠中は体調が不安定になることがあります。
引き継ぎ先が決定次第引き継げるよう、余裕をもって事前に準備を行ってください。

先輩社員からの声

急に妻が切迫早産で入院になってしまいましたが、オプション休暇や時短勤務を利用し、上の子供のお世話が出来ました。

6. 必要なことを定期的に上司に報告しましょ

- | | |
|------|---|
| 報告内容 | ・現在の体調(変化)について
勤務上の配慮が必要であれば相談してください。
・業務の引継ぎについて
引継ぎの進捗状況を定期的に報告してください。 |
|------|---|